

入会及び退会規程

平成23年 4月 1日制定
平成23年 5月25日改正
平成29年 5月31日改正
2018年11月 9日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本証券アナリスト協会(以下、「本会」という。)の定款に基づき、本会会員の入会及び退会等会員資格の得喪に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は法人若しくは団体は、会長が別に定める入会申込書その他必要な書類を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申し込みに対し、定款に定める各会員の資格要件及び会長が別に定める入会承認基準により、入会承認の可否を決定する。会長は、入会承認の可否の決定後すみやかに、入会申込者に入会の承認又は不承認を通知する。

3 会長は、前項の入会承認の可否の決定後、遅滞なくその結果を理事及び監事の全員に通知する。

(入会の公示)

第3条 入会承認者は、会員の種別毎に、本会のウェブサイト及び証券アナリストジャーナル誌で公示するとともに、本会の会員名簿に登録・公示する。

(入会金及び会費)

第4条 入会金、会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する規則は、定款により理事会が別に定める会費規程による。

(資格称号の使用)

第4条の2 本会の検定会員は、「CMA 資格称号規程」第2条に定める資格称号(以下、「資格称号」という。)を使用することができる。ただし、定款その他規程の定めにより、資格称号を使用する権利の付与が開始されていない場合、又は資格称号を使用する権利が停止されている場合は、資格称号を使用することはできない。

(任意退会)

第5条 本会の正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

- 2 任意退会者は、会員の種別毎に、本会のウェブサイト及び証券アナリストジャーナル誌に公示するとともに、本会の会員名簿の登録を抹消する。
- 3 任意退会者は、退会後は、資格称号の使用及び会員としての称号の使用を含む会員に与えられた一切の権利を喪失するものとする。

(会員の資格喪失)

第6条 定款第12条の定めによる会員の資格喪失手続きは次のとおり行う。

- (1) 定款第12条第1項第1号の退会手続きは前条に則して行う。
- (2) 定款第12条第1項第2号及び第3号に該当することが確認された場合は、前条第2項及び第3項に準じた取扱いを行う。
- (3) 定款第12条第1項第4号に該当する者があった場合は、会長は、該当者に対し資格喪失の通知を行う。また、会長は、該当者があった旨を遅滞なく理事及び監事の全員に通知する。公示等の取扱は、前条第2項及び第3項に準じて行う。
- (4) 定款第12条第1項第5号及び定款第14条第2項に定める除名処分者(以下、「除名処分者」という。)は、定款第14条及び理事会が別に定める規律委員会規則に則して取扱う。

(再入会)

第7条 第5条及び前条の規定による任意退会者及び会員資格喪失者が再入会を希望する場合には、第2条第1項に準じて会長が別に定める再入会申込書その他必要な書類を会長に提出するものとする。

- 2 前項の再入会申し込みに対し、除名処分者以外の再入会申し込みについては、会長は、①第2条第2項に定める入会承認基準等を満たしていることを確認するとともに、②入会金及び会費の納付等に関し、以下の条件を満たしていることを確認した上で、再入会承認の可否を決定し、すみやかに再入会申込者に再入会の承認又は不承認を通知する。除名処分者の再入会申し込みについては、受理した後、規律委員会の報告を踏まえた理事会の決議を経て、会長は再入会申込者に再入会の承認又は不承認を通知する。ただし、除名処分者の再入会申し込みは、資格喪失後5年を経過するまでは受理しない。
 - (1) 全ての再入会希望者は、再入会申し込み時期に関わらず、入会金及び申し込み年度の会費を納付すること。
 - (2) 会費未納のまま退会した任意退会者及び定款第12条第1項第4号の資格喪失者については、未納会費(入会金を未納の場合は入会金を含む)の全額及び会長が別に定める滞納延滞金を納付していること。
- 3 会長は、前項の再入会承認の可否の決定後、遅滞なくその結果を理事及び監事の全員に通知する。
- 4 第2項で再入会が承認された者の公示は、前第3条に準じて取扱う。

(細則)

第8条 この規程の実施に必要な細則は、会長が別途定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月25日改正)

この改正規定は、平成23年5月25日から施行する。

附 則(平成29年5月31日改正)

この改正規定は、平成29年5月31日から施行する。

附 則(2018年11月9日改正)

第3条、第4条の2、第5条第2項及び第3項の改正規定は、2019年4月1日から施行する。